

令和 4 年 6 月 3 日現在

機関番号：32614

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K04369

研究課題名(和文)映像メディアによる子どもの表象 子どもの権利と研究倫理の検討

研究課題名(英文)Representations of Children in the Visual Media: An Examination of Children's Rights and Research Ethics

研究代表者

斉藤 こずゑ (SAITO, KOZUE)

國學院大學・文学部・教授

研究者番号：70146736

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：社会文化的観点から子どもの図像・映像媒体による子どもの表象記述条件を検出し理論的精緻化を行った。子どもの権利条約条項と子どもの研究倫理を相互規定的に関係づけた枠組みを検討し、子どもと協同する研究のモデル化によって倫理問題に配慮した映像発達研究法を構築した。子ども家庭庁構想によって国内の情報交流が際立った年となり、国連児童の権利研究機関でも新しい研究成果が出て、文献研究を押し進めることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

発達研究法としての映像データの検討自体が学術的意義をもつ。映像媒体による発達の記述は映像内容そのものを制約し現実との距離も質も変化させた。映像利用の多様性に配慮し、記述媒体としての動画・写真・描画という映像化選択肢のどれを選択するかという道具的妥当性に加え、子どもの権利、研究倫理の相互規定による倫理的妥当性の検討は、発達映像研究法の学術的意義にも増して今日の子どもの政策に寄与する社会的意義が大きい。

研究成果の概要(英文)：(1)Detect and theoretically elaborate the conditions for describing children's representations by means of children's iconographic and visual media from a sociocultural perspective.

(2)We examined a new framework that interdependently relates the concept of the Convention on the Rights of the Child and children's research ethics, and constructed an visual method in developmental research that takes ethical issues into consideration by modeling research conducted in collaboration with children.

The year was marked by the exchange of information around the constitution of the Agency for Children and Families, and new research results were produced by various academic societies, activity organizations, and the United Nations Research Organization on the Rights of the Child, which helped to promote the study of literature.

研究分野：発達心理学

キーワード：子どもの表象 子どもの権利 子どもの研究倫理 子どもとの協同 映像発達研究法

1. 研究開始当初の背景

(1)本研究は映像メディアによる「映像発達研究法」の構築を目指した基礎研究である。平成28年当時までにデジタル映像メディア技術の進展で容易に映像を制作使用することがあらゆる学問・実践領域で可能になっていた。日常的にも情報の映像媒体化が進んでいたが、発達心理学研究では映像化の動きが顕著ではなく様々な分野との齟齬があるように思われた。筆者はそれまでも一貫して、発達研究方法として子どもの発達をより良く表現し理解できる記述媒体としての映像(言語情報併用を含む)とはどのようなものか、その条件を、ビデオによる長期縦断フィールド研究や、既成の映像作品を分析対象として検討してきた。平成28年が最終年度の科学研究費研究「映像メディアに基づく子どもに関する表象 発達の解釈への影響と社会文化歴史の変遷」では、NHK アーカイブス学術利用による公共放送映像の分析によって検討した。その後、研究テーマを新たに子どもの権利と映像の倫理的問題に焦点化し、本研究「映像メディアによる子どもの表象 子どもの権利と研究倫理の検討」の構想に繋がった。本研究では社会文化歴史的観点から子どもの図像・映像媒体による表象記述条件のさらなる探索と理論的精緻化を行うために、国内外の放送映像資料の分析を行うほか、子どもの権利条約条項の概念と子どもの研究倫理を相互規定的に関係づけた新しい枠組みを提起し、子どもと協同する研究のモデル化によって倫理的問題に配慮した映像発達研究法の構築を目指した。

(2)以上のように本研究は子どもの権利と子どもの研究倫理を相互規定的に関係づけた新しい研究の枠組みを提起し、倫理的問題に配慮した映像発達研究法の構築を目指した。この構想の背景として世界的には英国圏や UNICEF 関連研究機関 (UNICEF Office of Research Innocenti/ Ethical Research Involving Children/Child Rights International Network/Interdisciplinary Research Center for Children's Rights/European Network of Masters in Children's Rights/Eurochild など)において、子どもの権利、子どもの研究倫理、デジタル媒体の3者の関係の問題が検討され始めていた。例えば Alderson, P. & Morrow, V. (2011) *The Ethics of Research with Children and Young People A Practical Handbook.*, SAGE. では子どもの権利と研究倫理の関係、インターネットによる研究の倫理的問題を提起していた。また Fler, M. & Ridgway, A. (2014) *Visual Methodologies and Digital Tools for Researching with Young Children: Transforming Visuality.*, Springer. では発達研究における視覚的およびデジタルツールの問題を吟味していた。Berman, G. 他 (2016). *What we know about ethical research involving children in humanitarian settings: An overview of principles, the literature and case studies.* Innocenti Working Paper No. 2016-18. はユニセフ・イノチェンティ研究所の報告書で、人道主義的観点から子どもの研究倫理を検討していた。本研究ではこれらユニセフ関連研究の学術的背景を、日本の文化的条件で捉え直し、子どものフィールド観察映像及び公共放送、ドキュメンタリー映画など既成の映像媒体による発達の記述を、子どもの権利と研究倫理の観点から質的研究手法を用いて分析した。映像の利用方法が肖像権などの理由で倫理的に問題になるのは当然だが、より包括的観点からは、例えば子どもの権利条約の4つの柱の一つ「選択と参加の権利」の点で、子どもの研究への参加に情報に基づく同意が得られていれば問題はない。さらに進んで子ども自身が映像を作成し公表する立場になる参加研究も推奨され、研究者と研究協力者である子どもの立場は相互的で協同的なものになる。例として Eurochild Conference 2016 では子ども自身による研究発表も多数行われた。ほかのユニセフ関連の研究では、幼児を含む子どもをフォトボイス手法で研究へ参画させるなどの工夫がみられた。このように子どもの権利条約による研究の倫理的吟味には、権利を侵すというリスクを修正する必要があるに加え、積極的に権利を促進しメリットを増やす方向への修正も含まれる。そこで子どもの権利条約と研究倫理の相互規定は、研究自体を革新的に刷新する可能性があった。

2. 研究の目的

(1)当初の研究目的として平成29年の目的と達成状況は以下のようなようだった。目的1、社会文化的観点から子どもの図像・映像媒体による子どもの表象記述条件を検出し理論的精緻化を行う目的で、筆者の既有的長期縦断フィールド観察映像の表象分析、国内外の公共放送映像資料による子どもの表象分析を行った。についてはNHKアーカイブス学術利用で日本の公共映像資料を閲覧分析した記録を分析した。外国の映像資料に関しては英国王立文化人類研究所主催民族誌映画祭(RAI)への参加による映像資料の分析、後にDVD化された資料も分析した。また山形国際ドキュメンタリー祭での映像資料閲覧分析も実施した。目的2、子どもの権利条約条項の概念と子どもの研究倫理を相互規定的に関係づけた新しい枠組みを提起し、子どもと協同する研究のモデル化によって倫理的問題に配慮した映像発達研究法の構築を目指した。子どものフィールド観察映像、公共放送、ドキュメンタリー映画など既成映像、両者における発達の記述を子どもの権利条約(54条項中、研究倫理との関連の深い18条項)と関係づけて精査した。この作業の前提として子どもの能力と参加及び保護の権利について検討し、学会発表を行った。また理論的根拠となる子どもの倫理に関する書籍を翻訳した。目的2の達成度は高かったが、子どもの表象と権利、研究倫理との関係をさらに進め、文化差も検討する必要がある。

残った。

(2)平成 30 年度の目的は前年度に準じて同様に行い、達成度は以下のようなようだった。目的 1、社会文化歴史的観点から子どもの画像・映像媒体による子どもの表象記述条件を見出し理論的精緻化を行った。長期縦断フィールド観察映像から子どもの表象分析を行った。国内外の公共放送及びドキュメンタリー映像資料により子どもの表象分析を行った。日本の映像資料分析はNHK アーカイブス学術利用で日本の公共映像資料を閲覧分析する際、戦後 3 世代期間、日本の出生人口動態に基づく 3 期間の放送番組から選択し比較した。海外の映像資料分析は多様な映像資料を多く閲覧できる映像祭(台湾国際ドキュメンタリー映像祭など)に参加した。目的 2、子どもの権利条約条項の概念と子どもの研究倫理を相互規定的に関係づけた新しい枠組みを提起し、子どもと協同する研究のモデル化によって子どもの倫理的問題を配慮した映像発達研究法の構築を目指した。上述の 子どもの長期縦断フィールド観察映像、国内外の公共放送、ドキュメンタリー映画など既成の映像、両者における発達の記述を子どもの権利条項のうち子どもの研究倫理と関係の深い 18 条項に関係づけて精査した。

(3)令和元年度の目的と達成度は以下のようなようだった。目的 1、2 同上。の外国の映像資料に関して、令和元年度は児童の権利条約 30 年を記して国連児童の権利イノチェンティ研究所主催で記念映像祭が開催され参加したため、子どもの映像および権利研究の方法論的示唆を得た。特に児童の権利条約推進方法の变革を求めて子どものドキュメンタリーという表現方法が新たに開始された事は、本研究の目的とも符合し貴重な機会を共有できた。その後米国およびカナダ文化人類学会の共催学会に参加し、子どもの映像媒体を社会文化的に考察するための文献資料を収集することが出来た。目的 1 の達成度は文献研究を含めデータおよび理論化ともに参考になる資料が見つかり本研究の理論的な枠組み構築にとって必須なのでさらに検討を押し進めていった。目的 2、前年度に引き続き子どもの権利条約条項の概念と子どもの研究倫理を相互規定的に関係づけた新しい枠組みを検討し、子どもと協同する研究のモデル化によって倫理的問題に配慮した映像発達研究法の構築を目指した。国連児童の権利研究機関でも新しい研究成果が出ており、文献研究を押し進めることができた。その結果は学会発表にまとめた。目的 2 の達成度は前年に引き続き高かったが、11 月開催の児童の権利条約制定 30 年の記念行事の成果は年度内には間に合わないため、研究期間の延長を希望した。

(4)令和 2 年度以降は予想外の新型コロナ禍による影響で本研究は令和 3 年度まで 2 年間延長することとなった。その状況下でオンライン映像資料視聴や映像祭、各種学会参加機会を得る好機となった。令和 3 年秋には第 2 回国連児童の権利イノチェンティ研究所主催で映像祭がオンライン開催され参加した。研究所では子どもの権利条約 30 年の総括論文や子どもの研究倫理関連資料も発行されているので今後その収集・分析を行い、本研究の今後の発展に役立てる。

3. 研究の方法

(1)筆者自らが映像を視聴し、映像の内容分析を行った。社会文化歴史的観点から子どもの画像・映像媒体による子どもの表象記述条件の発見と理論的精緻化を行うため 長期縦断観察している子どものフィールド観察映像により子どもの表象分析を継続して行った。国内外の公共放送及びドキュメンタリー映像資料により子どもの表象分析を行った。日本の映像資料はNHK アーカイブス学術利用及び放映中番組により、子どもの映像、子どもの言説のある育児教養番組、特集番組を閲覧分析した。団塊ジュニア世代の子ども期(1971-1986)、その世代が養育者となった少子化の現代(2000-)を比較し、子ども表象の変遷が現実の育児・教育問題といかに関わるかを検討した。成果は今後研究映像媒体における子どもの表現方法へ寄与する情報としても役立てる。外国の映像は英国王立人類学研究所(RAI)主催の民族誌映画祭にて資料収集し分析した。英国では経済・社会研究会議中心に児童・学校・家庭省など関係省庁が共同実施している大規模な出生年コホートの長期縦断調査があるので、RAI 民族誌映画祭開催年に合わせて資料閲覧・分析した。米国文化人類学会年会議でも、映像文化人類学分会で民族誌研究について資料と情報を得た

(2)子どもの権利条約条項の概念と子どもの研究倫理を相互規定的に関係づけた新しい枠組みを提起し、子どもと協同する研究のモデル化によって倫理的問題に配慮した映像発達研究法の構築を目指した。すでに探索的分析「公共放送、映像メディアによる子ども表象の妥当性(2016)」で子どもの映像記述の倫理的妥当性、道具的妥当性の分析カテゴリーの有効性を確認したのでそれを利用し、既成映像における発達の記述を子どもの権利 54 条項のうち子どもの研究倫理との関連の深い 18 条項に関係づけて精査した。特に子どもの能力と参加及び保護の権利が研究倫理と拮抗することが指摘されているのでその緊張関係を検討した。今後さらに以上を統合し映像発達研究法を構築していく。

4. 研究成果

(1)最初に当初予期していなかった事象としては、上記のように国連児童の権利イノチェンティ研究所が本研究の目的に合致する映像祭を開催したことである。研究所では子どもの権利条約を世界に浸透させるため従来は主にテキスト媒体で広報していた。しかし 30 周年の企画で子どもの映像媒体による映像祭を開始しそれを継続して行う事になった。本研究では映像における児童の権利概念の表象分析と子どもの発達表象分析をこの映像祭の 50 篇近い映像作品について行うことが可能になった。このような分析は研究所では行っていないため本研究の成果

が寄与する可能性がある。 もう一つの事象は日本における子ども家庭庁の発足である。まだ途上だが子どもの権利条約や子どもに関わる倫理的問題の検討が顕在化してきている。そこで子ども家庭庁設置法、オンブズマン制度と子どもの意見表明権などに関わる資料情報を検討し、今後の本研究の成果に反映させることが必須である。 コロナ下でオンライン化が進んだことで授業や保育における子どもの映像などリアルタイムの映像利用が増えた。そこで今後の本研究の分析の射程が広がった。同時に本研究の成果は映像利用に際して子どもの権利を守り倫理的な対応を可能にすることに寄与するものである。

(2)以下には紙面の都合で全ては掲載できないため主要な成果を示す。

- ・協同参加研究で児童の権利・研究倫理を担保する記述メディア(2018)
- ・子どもの研究倫理と児童の権利の相互関連と矛盾の検討(2018)
- ・児童の権利と研究倫理の整合性の検討(2019)
- ・子どもの表現をめぐる児童の権利と保育実践・研究倫理の検討(2020)

文献研究によって以下の3点を検討した。 子どもによる主体的表現の理論と実践、 子どもに関する客体的表現の理論と実践、 子どもに向けた表現の理論と実践。 については、子どもの自発的な表現が正当に認められる状況が、児童の権利の実践、保育実践、研究倫理において如何に保障されているかを問題とする。 については、子どもを対象化して表現する方法が、児童の権利の実践、保育実践、研究倫理におけるどのような子どもの表象に基づくのかを問題とする。 については、子ども用に指し向けた表現方法が、児童の権利の実践、保育実践、研究倫理において子どもによる理解を如何に保障しているかを問題とする。 今回の結果では第一に、 の相互関係に関して、 が を規定する事が予想され、 の変化は に依存する。 他方で 事態も の実践によって相互規定的に変化する可能性があり、この方向性は今後の子どもの権利に関わる環境改善のために期待される。

結果の一部を示す。 児童の権利条約に適う実践として推奨されている子どもとの協同参加実践の研究では、名義的だけではなく真の協同の実現が課題であり、その実現の基礎として子どもとのコミュニケーションを重視し、子どもの権利を子どもに教えて子どもの考えを聞く方法を取る。この方法自体の検証でも評価は分かれている。この児童の権利研究サイドの方法についてレッジョ・エミリアにおける子どもの主体性に導かれる権利と対比すると、子どもの権利を大人のそれと区別し取り立て、大人が決めることは、子どもを保護を必要とする存在とみなし、子どもの自立の権利を損ねていると見なされる。したがって両者には子どもの権利をめぐる異なる方向性がある。この違いは異なる子どもの表象に基づいた子ども理解の問題であり、 の違いを示している。それが における違いへと帰結している。レッジョ・エミリアの子どもの表象は児童の権利条約のそれとは明らかに異なり、 の子どもの表現媒体を子どもの自発的な選択と実践に委ねている点も の特性に影響を与えている。児童の権利条約30年を記して国連児童の権利イノチェンティ研究所主催で、研究方法の変革を求めて子どものドキュメンタリーという表現方法が新たに開始された。このことが児童の権利条約サイドの子どもの表象すなわち の変化に帰結する可能性を期待したい。初回の「ユニセフ・イノチェンティ フィルム フェスティバル(2019)」で実際に世界各地から選択された多くの映像作品は、 大人だけでなく子どもによる作品や実写だけでなくアニメ ション媒体を含む作品が発表された。映像作品の中の子どもの表象には既存のバリエーションが反映していた。それは児童の権利条約の各条項に対応するようなバリエーションを示していた。 子どもへ向けた映像作品は期待に反して少なかった。これは主催者側の期待にも反していた。今後、 の子どもを対象とした表現方法を変えた国連の手法が、児童の権利条約の表現や実践自体にどのような変化をもたらすのかを検討する必要がある。

<参考文献>

- ・Cook, D.T.. (2017) Childhood as moral project. *Childhood* Vol.24(1)3-6. Sage.
- ・Moss, P. (2014) Transformative Change and Real Utopias in Early Childhood Education: A story of democracy, experimentation and potentiality. Routledge.
- ・Rinaldi, C. (2004) In Dialogue with Reggio Emilia: Listening, Researching and Learning. Routledge.
- ・P.オルダーソン & V.モロウ 著 齊藤こずゑ 訳(2017)子ども・若者とともに行う研究の倫理 新曜社. Alderson, P., & Morrow, V. (2011) The ethics of research with children and young people: A practical handbook. Sage.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 斉藤こずゑ	4. 巻 52
2. 論文標題 「子ども・若者とともに行う研究の倫理」翻訳ノート：アセントの放棄をめぐる	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 國學院大學教育学研究室紀要	6. 最初と最後の頁 255-263
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 斉藤こずゑ
2. 発表標題 子どもの表現をめぐる児童の権利と保育実践・研究倫理の検討
3. 学会等名 日本発達心理学会第31回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 斉藤こずゑ
2. 発表標題 児童の権利と研究倫理の整合性の検討
3. 学会等名 日本発達心理学会第30回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 斉藤こずゑ
2. 発表標題 子どもの研究倫理と児童の権利の相互関連と矛盾の検討
3. 学会等名 日本心理学会第28回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 斉藤こずゑ
2. 発表標題 協同参加研究で児童の権利・研究倫理を担保する記述メディア
3. 学会等名 日本発達心理学会第29回大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 P.オルダーソン & V.モロウ(著) 斉藤こずゑ(訳)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 新曜社	5. 総ページ数 226
3. 書名 子ども・若者とともに行う研究の倫理 研究・調査にかかわるすべての人のための実践的ガイド	

1. 著者名 斉藤こずゑ	4. 発行年 2018年
2. 出版社 金子書房	5. 総ページ数 115
3. 書名 第2章 実践研究における研究者倫理(本郷一夫編著 実践研究の理論と方法)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------